

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第5部門第2区分

【発行日】平成26年5月22日(2014.5.22)

【公開番号】特開2012-219834(P2012-219834A)

【公開日】平成24年11月12日(2012.11.12)

【年通号数】公開・登録公報2012-047

【出願番号】特願2011-83066(P2011-83066)

【国際特許分類】

F 16 H 25/22 (2006.01)

F 16 J 15/32 (2006.01)

F 16 H 25/24 (2006.01)

【F I】

F 16 H 25/22 A

F 16 J 15/32 3 1 1 Z

F 16 H 25/24 N

F 16 H 25/24 M

F 16 H 25/22 F

【手続補正書】

【提出日】平成26年4月3日(2014.4.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ボールねじのナットの軸方向端部に取り付けて使用され、ボールねじのねじ軸の螺旋溝および外周面に接触させるリップ部と、リップ部の外周側に連続する基部と、を有するリング状のシールであって、

前記リップ部の先端が、ねじ軸の螺旋溝に接触させる部分では軸方向でナットの外側に向き、ねじ軸の外周面に接触させる部分では軸方向でナットの内側に向き、両部分の境界が連結されていることを特徴とするボールねじ用シール。

【請求項2】

前記リップ部は、前記ねじ軸の螺旋溝に接触させる溝接触部分と、前記ねじ軸の外周面に接触させる外周接触部分と、両部分を連結する連結部とからなり、

前記溝接触部分の先端は軸方向でナットの外側に向き、前記外周接触部分の先端は軸方向でナットの内側に向き、前記連結部は、前記基部の板面に対して傾斜する面で両部分の境界を連結している請求項1記載のボールねじ用シール。